

令和2年8月20日

保護者の皆様へ

春日井市教育委員会

8月20日からの学校教育活動について(お知らせ)

平素より本市の教育活動に、ご理解、ご協力いただきありがとうございます。

さて、愛知県では、現在県独自の緊急事態宣言が発出されていますが、子どもたちの学びを保障するため、学校における臨時休業などの措置は行わないこととなっております。

したがって、本市では、文部科学省発出の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」を踏まえ、必要な感染症対策を行い、学校教育活動を次の通り実施してまいります。

具体的な方法につきましては、各学校から連絡をさせていただきます。ご理解、ご協力の程よろしく申し上げます。

1 感染拡大防止について

(1) 登校について (学校にウイルスを持ち込まない)

- ・お子様の健康状態を観察(検温)し、健康カードに記入して、登校させてください。
- ・「風邪の症状がある」などの体調不良の場合は、必ず欠席させてください。
- ・体調不良の場合は、どのような症状であっても、「出席しなくてもよい日」とします。症状が改善されるまで自宅で休養してください。
- ・現在、県内に感染者が多いため、当面の間は、同居する家族に「風邪の症状がある」場合も欠席させてください。この場合も「出席しなくてもよい日」とします。
- ・児童生徒に基礎疾患があったり、高齢者や基礎疾患のある家族と同居していたりするなど登校させることに不安がある場合は、学校にご相談ください。
- ・感染予防のためマスクを着用させてください。熱中症対策のため、マスクを外す場合は、感染防止のため、「十分な距離(少なくとも2m)を確保し、会話を控える」ようお話してください。

※お子様の体調に十分ご注意ください。

※ご家庭で心配なことがある場合は、学校に相談してください。

(2) 校内での基本的な感染症対策(接触感染、飛沫感染を防ぐ)

- ・登校時、給食の前後、外から教室に入るとき、トイレの後、掃除の前後、共有物を触る前後などでのこまめな手洗いを徹底します。
- ・3つの密(密閉・密集・密接)を避けるよう配慮します。
- ・校舎内では、児童生徒及び教職員はマスクの着用をするとともに、咳エチケットを徹底します。
- ・十分な身体的距離が確保できる場合や熱中症などの健康被害が発生する恐れがある場合は、マスクを外すよう指導します。
- ・日々の清掃により清潔な環境を保ちます。
- ・大勢が手でよく触れる箇所は、1日1回消毒を行います。

- ・児童生徒や教職員の感染が明らかになった場合は、速やかに授業を中止し、対策を講じた後、学校再開に努めます。ただし、複数の感染者が発生するなどした場合は、医療機関・保健所とも協議し、感染者の最後の登校日、出勤日を起点に最大14日間の学級閉鎖・学年閉鎖・学校閉鎖など、状況に応じた措置をとります。

(3) 抵抗力を高めること

- ・ウイルス感染防止には、健康的な生活により免疫力を高めることが重要です。お子様の免疫力を高めるため、「十分な睡眠」「適度な運動」「バランスの取れた食事」に心がけさせてください。

2 教育活動について

これまでと同様に以下のように取り組みます。

(1) 授業について

- ・授業では、次のようなことに配慮します。
 - * 児童生徒の席の間に可能な限り距離を確保するよう配慮します。
 - * 教室などは、常時、窓(可能であれば2方向)を開けて換気をします。
 - * 体育の授業では、運動開始から運動終了までマスクを外してもよいこととします。
 - * 感染リスクの高い活動(グループ学習など)は行いません。

(2) 学校給食について

- ・給食前後の手洗い、配膳台の消毒を徹底します。
- ・給食用のふきん、箸を必ず持たせてください。
- ・グループでの会食は行いません。

(3) 学校行事について

- ・延期および短縮しての実施や中止を、それぞれの学校で計画しています。
- ・集団が狭い空間に集まるような行事は、自粛します。

(4) 部活動について

- ・9月1日以降、児童生徒の体力面や感染状況を考え、段階的に開始します。
- ・活動の目安(夏休み前の運動量を100%とした場合)
 - * 9月1日～ 運動量30% 1時間程度
 - 7日～ 運動量50% 1時間程度
 - 14日～ 運動量60% 1時間半程度
 - 21日～ 運動量70% 1時間半程度
 - 28日～ 運動量80% 1時間半程度

3 その他

- ・学校より健康を確認するカードなどを配付します。
- ・学校でも感染者や濃厚接触者がいじめの被害者にならないよう指導してまいります。が、ご家庭でも偏見や差別が生じないようお話しくください。